

## 山梨県立大学科目等履修生規程

(平成22年4月1日制定 大学第2201号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む。)を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 看護学部においては、前項に定めるものの他、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条の規定により、看護師の免許を受けた者も志願できる。

第2条の2 前条に定める者のほか、学部生を対象に開設する科目の履修を希望する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校第3学年まで(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、本学が適当と認めたものは、科目等履修生として入学することができる。

2 高等学校等に在学する者の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学志願の手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程(以下「授業料等規程」という。)第2条第2項に定める入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書(様式第1号)
- (2) 履歴書(様式第2号)
- (3) 前条の資格を証する書類
- (4) 在職する者にあつては、所属長の承諾書
- (5) 外国人にあつては、住民票
- (6) その他学長が定めるもの

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生の選考は、志願する者が履修を希望する授業科目に応じて、学部教授会、教育プログラム運営委員会又は地域人材養成センター運営委員会(以下「学部教授会等」という。)の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学の許可)

第5条 前条の選考により合格の判定を受けた者は、第7条第3項に該当する者を除き、学長が別に定める日までに、授業料等規程第2条第2項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学料を納付した者について、入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期の始めに入学させることができる。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、入学日の属する年度内とする。

2 科目等履修生が、前項の在学期間中に履修した授業科目の単位を修得できなかった場合は、学部教授会等の議を経て学長の許可を得て、在学期間を延長することができる。

3 前項の規定により、翌年度も引き続き科目等履修生として在学する場合は、在学期間が連続しているものとみなす。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、学部、教育プログラム運営委員会又

は地域人材養成センターが定めるとおりとする。

- 2 科目等履修生が各年度において履修することができる授業科目の単位数は、24単位以内とする。
- 3 科目等履修生が本学において履修することができる授業科目の単位数は、60単位以内とする。
- 4 学長が特に必要があると認めた場合には、前2項の単位数については、これを適用しないことができる。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生の科目履修の認定及び成績の評価は、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程を準用する。

(科目等履修生の義務)

第10条 科目等履修生は、本学の指定する科目担当教員の指導に従わなければならない。

(証明書の交付)

第11条 科目等履修生が修得した単位等に係る証明書は、当該科目等履修生の請求により交付する。

(授業料等)

第12条 科目等履修生の授業料、入学料及び入学検定料の額は、授業料等規程の定めるところによる。

(退学)

第13条 科目等履修生は、退学しようとするときは、その旨を願い出、学部教授会等の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、学部教授会等の議を経て、これを除籍することができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月23日から施行する。
- 2 科目等履修生の選考は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、志願する者が履修を希望する授業科目に応じて、教育戦略会議の議を経て学長が行う。
- 3 科目等履修生が履修することができる授業科目は、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、教育戦略会議が定めるとおりとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

山梨県立大学 学長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 科目等履修生入学願書

私は、この度貴学に科目等履修生として入学を志願します。

ふりがな				写真貼付欄 ・出願前3ヶ月以内に撮影 ・裏面に氏名・生年月日を記載 ・上半身、無帽、正面向き  ・縦4cm 横3cm 白黒、カラーいずれも可
氏名				
生年月日	年 月 日生	性別	男 女	
旧氏名	年 月 日 改姓			
現住所	〒			Tel ( )
特別な配慮を希望する健康状況				

現在の職業 ・職名又は 在学名	名称		
	所在地	〒	Tel ( )

領収書等 貼付欄	
-------------	--

: 入学検定料を納付したことを証明する書類（領収書等）を貼付してください。

氏名\_\_\_\_\_

履修希望科目

履修希望科目	単位数	開講時期時間	担当教員名	※科目担当教員印

※欄は記入しないでください。



(様式第2号)

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	現住所	〒
生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日生( 歳)		
学 歴			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
職 歴			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
社 会 に お け る 活 動 等			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
賞 罰			
年 月	事 項		
年 月			
年 月			
年 月			
上記のとおり相違ありません			
令和 年 月 日			
氏 名			
㊟			

※ 学歴欄は中学校卒業から全ての入学・卒業を記入すること。